

入 札 通 知 書

3 京 丹 監 第 93 号
平成 23 年 10 月 18 日

(指名業者) 様

京丹波町長 寺尾 豊爾

業務の指名決定及び入札について(通知)

あなたを下記業務の入札者として指名しましたので、下記事項を承知のうえ入札に参加されるよう通知します。

記

1 業 務 番 号	23-B40F
2 業 務 名	平成 23 年度 町有施設解体工事設計業務
3 業 務 場 所	船井郡京丹波町 篠原 地内
4 業 務 期 間	契約日の翌日から 平成 24 年 1 月 31 日
5 予 定 価 格 (税 込 み)	1,249,500 円 (入札書比較価格: 1,190,000 円)
6 部 分 払	無
7 前 払 金	無
8 入 札 保 証 金	免除
9 設計書等の閲覧期間	平成 23 年 10 月 18 日 (火) から 平成 23 年 10 月 26 日 (水) まで
10 設計書等の入手方法	町ホームページ(http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/) 入札情報からダウンロード すること。
11 設計書質問の受付	平成 23 年 10 月 26 日 (水) 午後5時まで
12 設計書質問の回答	平成 23 年 10 月 28 日 (金)
13 入 札 書 送 付 期 間	平成 23 年 11 月 8 日 (火) 午前9時から 平成 23 年 11 月 9 日 (水) 午後5時まで
14 入 札 (開 札) 日 時	平成 23 年 11 月 11 日 (金) 午後1時15分 開札結果は、11月14日(月)午後5時までにホームページに公表する
15 落 札 決 定 通 知	落札者には、別途通知する。
16 そ の 他	本案件は、紙併用の電子入札案件である。 入札通知書共通事項のとおり。 (入札通知書共通事項は、町ホームページから閲覧してください。) 入札書の提出に併せ、内訳書を提出すること。

測量等業務入札通知書共通事項（電子）

1 設計図書の入手方法等

本案件は電子入札案件であり、入札手続き等については、関係規程によるものとする。

提出した書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

原則として、京丹波町ホームページ (<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/>) の入札情報からダウンロードすること。やむを得ず、販売により入手を希望する場合は、京丹波町監理課へ問い合わせること。

また、当該の通知書に示す期間内に、京丹波町監理課にて閲覧することができる。

2 設計図書に関する質問回答

- (1) 設計図書に関する質問については、別記様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、電子メールにて提出すること。（電話等口頭によるもの、郵送、ファクシミリ及び持参によるものは受け付けない。）設計図書に関する質問の回答については、当該の公告に示す日までに京丹波町ホームページの入札情報に掲載する。

(2) 連絡先

京丹波町監理課 電話番号0771-82-3811

電子メール nyu-satsu@town.kyotamba.kyoto.jp

※スパムメール対策のため、全角表示にしています。メールを送付する場合は半角で入力してください。

3 入札手続等

1) 入札の方法

ア 入札方法は、**電子入札**とする。

入札手続等については、関係規程によるものとする。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(3) 業務内訳書

ア 入札書の提出に併せ、業務内訳書を電子入札システムにより提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、業務内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）に対応

するようにすること。

ウ 業務内訳書の様式は任意とするが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。

なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。

また、業務内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 業務内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札（他人のＩＣカードを使用しての入札を含む。）

イ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ウ 入札通知後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

エ 開札時において有効な業務内訳書の提出がなかった者の行った入札

オ 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前に代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した者の行った入札

キ その他、不正の目的を持ってＩＣカードを使用した者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。

入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、本町の指名停止措置を行うことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要する。

4 落札者の決定方法

(1) 京丹波町財務規則（平成17年京丹波町規則第24号）第113条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施する。

5 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

6 契約保証金

- (1) 契約金額が500万円未満の場合は、免除とする。
- (2) 契約金額が500万円以上の場合においては、契約金額の100分の10。ただし、銀行、契約権者が確実と認める金融機関または保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

7 契約書の作成

落札者の決定後、7日以内に業務等委託契約書を作成すること。

8 入札の中止

入札者が2人に満たない場合は、入札を中止する。

9 その他

- (1) 入札参加者は、本通知書、設計図書及び仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (3) 入札後、契約を締結するまでに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (4) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、本町の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 配置予定技術者は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任すること。
なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。